【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（公告の中断の内容の公告）

**第十七条の七**　令第四条の二の四第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一　公告の中断の期間

二　公告の中断の原因

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】

（改正後）

（公告の中断の内容の公告）

**第十七条の七**　令第四条の二の四第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一　公告の中断の期間

二　公告の中断の原因

（改正前）

（公告の中断の内容の公告）

**第十七条の四**　令第四条の二の四第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一　公告の中断の期間

二　公告の中断の原因

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（公告の中断の内容の公告）

**第十七条の四**　令第四条の二の四第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一　公告の中断の期間

二　公告の中断の原因

（改正前）

（公告の中断の内容の公告）

**第十七条の四**　令第四条の二第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一　公告の中断の期間

二　公告の中断の原因

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】

（改正後）

（公告の中断の内容の公告）

**第十七条の四**　令第四条の二第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一　公告の中断の期間

二　公告の中断の原因

（改正前）

（新設）